

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、Bに所在する同社C支店（以下「事業場」という。）において、商品を自動販売機に補充する業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、事業場から自転車で帰宅する途中、交差点を横断していたところ、左手側から赤信号で進入してきた自家用乗用自動車と接触して受傷した（以下「本件事故」という。）という。

請求人は、翌〇日、D医院に受診し「外傷性頸部症候群、外傷性腰部症候群、左足挫傷、第4腰椎椎弓骨折」と診断され、加療した。

その後、請求人は、同年〇月〇日、E病院に受診し「腰椎分離すべり症」（以下「本件傷病」という。）と診断され、平成〇年〇月〇日、「腰椎後方椎体間固定術・骨移植術」（以下「本件手術」という。）が施行された。

請求人は、本件傷病は通勤によるものであるとして、監督署長に休業給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は通勤によるものであるとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもの

である。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が通勤によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人(両者を併せて、以下「請求人ら」という。)

は、請求人に発症した本件傷病及び本件手術は本件事故によるものである旨主張しているので、検討すると、次のとおりである。

(2) F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「X線像にて、第4腰椎両側椎弓根部に骨折所見を認めた。」と述べ、請求人には本件事故以前に腰痛の症状がなかったことを前提として、本件事故により本件傷病を発症した旨所見している。

この点、G医師及びH医師は、平成○年○月○日付け意見書及び同年○月○日付け意見書において、画像上、上記骨折所見を否定し、請求人には第4腰椎分離症所見が認められる旨述べているところ、当審査会において、請求人の当該画像を慎重に精査したところ、当審査会としても、G医師及びH医師の意見は妥当であり、請求人の第4腰椎には本件傷病が認められるものと判断する。

(3) もっとも、G医師は、上記意見書において、本件事故以前に本件傷病による自覚症状が無かったとの請求人の申述から、本件事故が本件傷病の発症の原因とも考えられる旨述べているが、本件傷病について、I医師は、平成○年○月○日付け意見書において、腰痛は事故もあげられるが、既往症である本件傷病による部分が大きい旨述べ、さらに、同年○月○日付け意見書において、本件

傷病は、本件事故前に無症状であっても何ら不思議ではなく、外傷で生じる分離すべりは、椎体等に骨折を伴うほどの外傷の場合である旨述べており、H医師は、上記意見書において、本件傷病は発育期における癒合不全又は疲労骨折を原因とすることから、本件事故との因果関係は認められない旨述べている。

上記各医師の見解を含む一件記録を精査したが、I医師及びH医師の意見は本件傷病に関する一般的医学見解といえるものであるところ、本件事故時の状況等をも併せ勘案すれば、当審査会としても、本件傷病は請求人の既往症と認められるものであり、本件事故により請求人の第4腰椎に骨折が生じたとの所見も認められないことから、請求人の本件傷病と本件事故との間に相当因果関係を認めることは困難であると判断する。

そうすると、当審査会としても、請求人に発症した本件傷病及び本件手術は通勤によるものとは認められない。

(4) 請求人は、本件傷病が既往症であったとしても、請求人に生じた腰痛は本件事故により本件傷病が悪化したことによるものである旨をも主張するが、当審査会の判断は上記のとおりであるところ、改めて一件記録を精査するも、同主張を裏付ける医学的根拠を確認することはできない。

(5) 請求人の主張及び一件記録について改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものを見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。